

---

# 社会福祉法人あけぼの会 あけぼの保育園

2024(令和 6)年度  
入園のしおり  
(重要事項説明書)



〒335-0031 戸田市美女木 2-1-7  
TEL : 048-421-1569 FAX : 048-421-2157



# 目次

## ●園長あいさつ

1・保育園の理念・目標	P4
2・保育事業内容	P8
3・園生活について	P11
4・安全対策	P15
5・衛生管理	P17
6・個人情報の取り扱い	P20

## 〈巻末資料〉

○持ち物リスト	P21
○予防接種と対象年齢	P22
○子どものかかりやすい病気一覧・登園の目安	P22

※入園のしおり（重要事項説明書）は必ずお読みください。

※当園は、入園のしおり（重要事項説明書）に書いてある内容を認識したとして、対応をさせて頂きます。

# 園長あいさつ



この度は、お子さまが入園のはこびとなられましたことを、心からお慶び申し上げます。また大切な育ちの時期に、あけぼのが携わらせて頂けます事に、職員一同、重ねまして、心より感謝申し上げます。

保育園では、ひとりひとりのお子さまを大切にし、心豊かに楽しく過ごせるよう保育に努めて参ります。

いよいよ大切なお子さまが社会への第一歩を踏み出されることになりますが、これからお子さまは精神的にも肉体的にも、沢山の事を吸収し、日々成長を重ねてまいります。どうぞ、お子さまの心身の変化に心を傾けて、ご家庭では心のふれあい、言葉かけ、対話やスキンシップを充分にお取り頂き、お子さまとの貴重な時間を大切に過して頂きたいと思います。宜しくお願ひ致します。

お子さまが笑顔いっぱいで登帰園し、心も身体も豊かに成長していくよう、ご家庭と当園との関係がお子さまを「預ける、預かる」という関係なのではなく、「まかせる、まかされる」という、より大きな信頼を基本としたご関係を築いてゆけるよう努めて参りますので、不安やご心配ごと、ご相談などございましたら、ご遠慮なくお声をかけて頂けますよう宜しくお願ひ申し上げます。



# 1・保育園の理念・目標



## ■保育理念■

「こどもは家の光であり、社会の柱、国の宝、礎である」

保育においては、保育原理に基づく確かな理念と「保育所保育指針」に依拠した保育方針目標及び内容と子どもの人権や主体性を尊重した保育の実践を通して、児童の最善の幸福を目指すと共に素晴らしい良きはたらきをする心を育成するために、保護者や地域社会と力をあわせ、児童の福祉に積極的に増進し、就労を支援する環境を整え、あわせて地域における家庭援助を行うことを目的としている。そのためには、安全で明るく清潔な環境を整え、常に専門家として絶え間ない研究と努力を行ない、広い見識、磨き抜かれた保育技術をもって、「感謝と感動」、「喜びと豊かさ」を創造し地域福祉へ貢献する。

## ■保育目標■

「自らが持つ生きる力を育む」

○五感を刺激し、自然体験活動や様々なものづくり体験など、想像力、創造性、発見、自己実現、人とのふれあいを通して豊かな人間性と個性、協調性を育む。

「良い働きをする心を育てる」

- ありがとうを感じあえるすなおな心
- 愉快な笑顔で笑い合えるあかるい心
- お話が好きなひろい心
- 虫や花をいたわるやさしい心
- 自然に親しむうつくしい心
- おもいきり遊べるすこやかな心
- 決まりをまもる正しい心



## ■お子さまをお預かりする上で大切な点■

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもあけぼの保育園が保護者様の大事なお子さまをお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していく事が前提となります。つきましては、集団の中でお子さまをお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子さまは日々、集団の中で生活しているという点をご認識いただきますようお願い致します。
- 2) お子さまをお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくとも、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子さまをお守りする基本となりますので、事実と異なることを伝える等はなさいませんようお願い致します。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。保育園は健康な児童をお預かりする場所です。医療的ケアを目的とした場所ではないため、体調不良、発熱など起こった場合、保護者様がお迎えにくるまでの一時的な場所でしかありません。従いまして、お迎えにすぐこられる体制を日頃から整えておいて頂きますようお願い致します。（ファミリーサポートの活用など）
- 3) 医療的ケア、療育的ケアが必要な場合は、市の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共に伝えください。医療的ケア、療育的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただきなかかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。
- 4) 保育園の預け始めはお子さんにとってストレスが非常に大きいです。ある日突然知らない人たちの中に「おいていかれた」としたらと考えてみてください。この急性ストレスはからだに直接、悪影響を及ぼします。厚生労働省の調査によると、保育施設における死亡事案において、登園開始から突然死発症の30%は1週間以内に起きていることがわかっています。そのため、子どものために必要なことは「慣らし保育」です。「慣らし保育」を通して、子どもは短い時間から少しづつ保育園や保育士に慣れていくことが何よりも重要です。当園は「慣らし保育」をお子さまにとって重要な時期と考えておりますので、保護者様のご理解、ご協力よろしくお願い致します

- 5) お子さまの成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、お伝えいたします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子さまの育ちと将来の良い結果に繋がる考え方、お伝えさせて頂きます。
- 6) 園は子どもたち一人ひとりの発達に伴って、それぞれが関わりあいながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。関わっていく中で、子ども同士の感情のぶつかり合いも起こります。園ではそういう関わり合いも子ども同士が育ち合うために必要であると考え、静止し、見守るという対応をする場合もございます。また、活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、関わりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどが起こる環境にあります。
- 『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』（内閣府、2016年3月）の前文にも、次のように書かれています。「日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要があり、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます。）、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。」また、子ども1人に保育士1人がついている環境ではありませんので、ケガを予防できないこともあります。（P 16 参照）
- 7) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬、市販薬のご使用には、起こらないよう細心の注意を払い努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないことが基本的な理由となります。
- 8) 保護者様同士の物（食べ物やキーホルダーなど）のやり取りをお子さま同士に任せたり、保育園の口ッカーでやり取りをするなどはおやめください。トラブルや様々なリスク（誤嚥やアナフィラキシー）の原因となりますので、園への持ち込みは禁止とさせていただきます。※持ち込んだ物に関しては一切の責任を負いません。  
必要な場合には園外で、直接保護者様同士でのやり取りを行っていただきますようお願いいたします。  
(保育園に関わること（5歳児の文集など）に関してのやり取りは職員にご相談ください)
- 9) 各ご家庭にあるおもちゃを保育園に持ってくることはおやめください。ご家庭のおもちゃに関しては、故障や紛失などのトラブルの原因となりますので、ご家庭にあるおもちゃの園への持ち込みは原則禁止とさせていただきご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 10) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場である以上、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒、流行時のマスク着用等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願い致します。また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことは致しません。



- 11) 保育園は子どもたちにとってベストな環境になるよう職員配置を致します。しかしながら、保育士も一人の間です。保育士一人ひとりの人生があります。環境、状況が変わることも起こります。そのため、年度途中での配置変更も起こりうることをご理解ご協力頂きますようお願い致します。
- 12) 子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されておりますが、職員と保護者の間の信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。何かご心配ご不安な点がございましたら、いつでもお申し出ください。
- 13) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めていただきますようお願い申し上げます。
- 14) 行事等の内容について、毎年同じ内容ではなく、その年の子どもたちの発達や子どもたちの姿を見ながら、適宜内容変更、見直しをしていきます。園としても最善を尽くしますが、全ての行事が行えるわけではなく、様々な事情や状況、天候や気候などによっては中止という判断もあることご理解ください。
- 15) 働き方改革の一環により、保育協力日を設けております。(夏季・冬季・年末年始・研修など)  
お休みの強制ではありませんが、保護者の方でお仕事でない場合には、ご協力いただきたく、よろしくお願いいたします。

以上の点いずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他お受けしきれないと判断した場合には、園としても対応を検討させていただきますことをご理解ください。



# 2・保育事業内容



## 1. 定員

70名（0歳児～就学前）

## 2. 保育時間等

### 1) 保育標準時間認定の方

- ・通常保育【1日原則8時間、最長11時間（フルタイム就労を想定）】

平日 7:00～19:00

土曜 7:00～18:30（勤務表・シフト表の提出が必要です。）

※土曜保育はあけぼの第2保育園にて合同保育となります。

延長保育

○18:01～19:00（別途料金が発生します。）

### 2) 保育短時間認定の方（育児休業を含む）

- ・通常保育【1日あたり最長8時間】

平日 8:30～16:30

土曜 8:30～16:30（原則平日保育のみとなります。勤務表・シフト表の提出が必要です。）

- ・延長保育（原則通常保育のみになりますが、緊急利用の場合には別途料金が発生します。）

○7:00～8:29

○16:31～19:00

## 3. 休日・休園について

### 1) 休日・休園について

- 12月29日～1月3日
- 卒園式【対象園児（5歳児そら組）以外はお休みのご協力をお願いいたします】
- 日曜日、祝祭日
- その他（県知事・市長が認めた日、やむを得ない事態による法人の決断による場合）
- ※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。



## 4. 延長保育について

1) 通常保育時間内に送り迎えの出来ない家庭が延長保育を希望し、申請があった場合に限り利用することが出来ます。ただし、以下のような場合は希望に添えませんのでご注意下さい。

- 職場の勤務以外の用事（買い物、アルバイト等の自らの意志による場合）
- その他、職場に直接関係のない個人的な用事、事情による場合

2) 当園は、乳幼児の保育はなるべく短い時間が望ましいと考えております。可能であれば、6~8 時間を目安にご調整し、お忙しい中でも、お子さまとの貴重な時間を共に過ごし、日々成長してゆく大切な時間を共感して頂きたいと願っております。

3) 利用対象児童について

- ・満 1 歳以上の児童が対象となります。（応相談）

4) 延長保育申請について

○標準時間認定

- ・18 時を超えての保育を月額申請される場合は、延長保育利用申請書の提出が必要です。
- ・月額利用申請者以外の方はその都度ご連絡いただき、利用となります。

○短時間認定（育児休業含む）

- ・認定時間外（7:00～8:29、16:31～18:00）での登園、降園の場合には別途延長保育利用料が発生致します。

5) 利用料について（詳細に関しては、利用者負担金一覧表参照）

○標準時間認定

- ・月額申請利用者：日数に関係なく、利用料として月額 2,500 円を翌月に請求。
- ・日割り利用者：日額 250 円。別途おやつ時間にお迎えとなった場合にはおやつ代として 70 円を加算し翌月に請求。

○短時間認定（育児休業含む）

- ・認定時間外の登園、降園一回ごとに 500 円を請求。
- ・18 時以降は標準時間認定の緊急利用と同じとする。

○利用料の算出について

- ・延長保育利用料金の算出については、タブレットによる登園、降園時間によって判断させて頂きます。登園、降園ボタンを必ず押してから、準備をして頂きますようお願い致します。
- ・タブレットの時間によって判断致しますので、タブレットが押されておらず、時間の確認ができない場合は、短時間認定・標準時間認定間わざ押されていない日にち一回につき 250 円を請求させて頂きます。



## 5. 災害時

### 1) 台風のとき

- ・午前 6 時の時点で「暴風警報」が発令されている場合には、午前中は休園となる場合があります。
- ・午前 11 時の時点で「暴風警報」が解除された場合には、午後からの開園となる場合があります。
- ・午前 11 時の時点で「暴風警報」が解除されない場合には、終日休園となる場合があります。
- ・登園後に「暴風警報」が発令された場合には、保育園より連絡し出来るだけ早くお迎えをお願いします。
- ・「大雨・洪水警報」が発令され、地域的に危険が予測される場合には、登園を見合させてください。

### 2) 地震のおそれのあるとき

- ・登園前に「首都直下型・南海トラフ地震注意情報」が発令された場合には、終日休園となる場合があります。
- ・登園後に「首都直下型・南海トラフ地震注意情報」が発令された場合には、保育園より連絡し出来るだけ早くお迎えをお願いします。

※災害時には、保護者様からの電話によるお問い合わせが殺到し、対応が困難になることが予想されるため、

①園のホームページ上でお知らせ (<https://akebono1975.com/>)

②連絡メールによる一斉送信の2通りでお知らせ致します。

## 6. 緊急避難・連絡先

### 1) 緊急避難先について

緊急避難先については、災害状況により異なります。避難先として下記の通りとなります。

A 新田公園 B 外仲田公園 C 美女木小学校

(※安全が確保されている場合には園庭への避難、待機を基本としております。)

(※水害の場合には垂直避難を基本としております。)

(※保管用避難靴、避難上着のご用意をお願いします。)

### 2) 緊急連絡先について

緊急事態、非常事態となった場合に、保育園での電話番号（048-421-1569）では対応しきれないことが予想されるため、緊急連絡用の携帯番号がございます。

基本的には、園の電話、連絡メールによる対応とさせて頂きます。

◎保育園緊急連絡先◎

\*携帯番号 070-4466-9555



# 3・園生活について



## 1. 一日の流れ

0、1歳児	
7:00～	順次登園、排泄 自由遊び（異年齢）
9:00～	おやつ 異年齢活動 共感遊び
11:00～	0歳時離乳食、1歳児給食 おひるね準備、
15:00～	おやつ クラス別設定保育、あそび
16:00～	おかえり準備→順次降園
18:00～	延長保育 おやつ
19:00	閉園

2歳児	
7:00～	順次登園、排泄 自由遊び（異年齢）
9:00～	おやつ 異年齢活動 共感遊び
11:00～	給食 おひるね準備、
15:00～	おやつ クラス別設定保育、あそび
16:00～	おかえり準備→順次降園
18:00～	延長保育 おやつ
19:00	閉園

3、4、5歳児	
7:00～	順次登園、排泄 自由遊び（異年齢）
9:00～	朝の会（行進・体操・安田式） 外遊び、自由あそび 異年齢活動、行事活動 共感遊び
11:00～	給食 おひるね準備
15:00～	おやつ クラス別設定保育、あそび
16:00～	おかえり準備→順次降園
18:00～	延長保育 おやつ
19:00	閉園

※ 一日の流れはあくまでも目安となります。

## クラス編成



乳 児	さくらんぼ	0歳児
	いちご	1歳児
	くるみ	2歳児
幼 児	うみ	3歳児（年少）
	やま	4歳児（年中）
	そら	5歳児（年長）



## 2. 登降園について

- 1) 登降園については保護者様が責任をもって送迎して下さいますようお願い致します。(保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、必ずご連絡下さい。確認できない場合は降園できませんので予めご了承ください。事故等(置き去り、取り残し)が起きた場合、園では責任を負いかねますので重ねてご了承くださいますようお願い致します)
- 2) 欠席、送り迎えの連絡は、連絡メール、若しくはお電話(048-421-1569)にてご連絡ください。事前に決まっているお休みのご連絡については、お休みする3日前を目安に連絡メールにてご連絡いただきますようお願いいたします。
- 3) 当日お休みする場合には9時までに必ずご連絡ください。体調不良や発熱の場合には症状を詳しく記載いただきますようお願いいたします。体調不良の場合には、嘔吐、下痢、腹痛など症状を詳しく記載してください。家族都合の場合にもできるだけ詳しく記載いただきますようお願いいたします。
- 4) 連絡メールにてご連絡する場合には、9:30~12:00、15:00~17:00は保育活動中のため、メール確認や開封通知が困難となる場合がございます。しばらく経っても開封通知が届かないようであれば保育園に電話連絡をいただきますようお願いいたします。
- 5) 登降園時は必ずチャイルドケアシステムの登降園ボタンをタッチした後に登園準備、降園準備をしていただきますようお願いいたします。タッチをしなかった場合、登降園の時間を把握できかねますので、標準時間認定、短時間認定を問わず延長保育料金がかかりますので必ずタッチを忘れないようお願い致します。タッチがされていなかった場合は、延長保育料金が発生する場合もございますのでご理解頂きますようお願い致します。
- 6) タブレットには、登園時に外遊びが可か不可の選択がございますが、可となっているお子さまについては基本的に外遊びを行います。保護者様におかれましては、不可の場合は必ず不可のボタンを押して頂きますようお願い致します。原則として、外遊びの選択が不明の場合には外遊びを行いますので予めご了承ください。確認のご連絡は致しませんのでご注意ください。
- 7) 登降園の際には、お子さまの独立心・社会性を高めるために毎日、季節の移り変わりを感じられるような会話や天候に応じて、流れる雲、そよぐ風、降り注ぐ雨などに关心を向けさせて、感受性向上への働きかけを是非お願い致します。
- 8) 当園では、はだし保育を進めております。(体調が悪い、怪我の場合を除く)  
はだしで積極的に活動し、土踏まずが形成されると立ったままの状態でバランスが取れたり、長距離を歩いても疲れにくく、骨折や捻挫などの怪我もしにくくなります。  
※公衆衛生上、登園時及び降園時は、靴下の着用を必ずお願い致します。
- 9) 当園は駐車場がございますが、駐車場での事故、トラブルに関しまして一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承くださいませ。また、駐車場は近隣の方が使う駐車場と併設しております。保護者様や近隣の方が気持ちよく駐車場を使うには、譲り合いや声の大きさ等、運転者のマナーが何よりも大切になりますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。更に、駐車場及び周辺においては「子どもがいるかも」と考えた運転を心がけて頂きますようお願い致します。朝夕の送迎時はお子さんと手を繋いで送迎いただきますようお願い致します。加害者・被害者にならないよう危険なときはご自身のお子さんでなくとも保護者の方が止めて頂きますようお願い申し上げます。



### 3. 家庭と園との連携

#### 1) 手つなぎ帳（連絡帳）について ※令和6年度中にICTへ移行予定となっております。

手つなぎ帳はお子さまのご家庭での生活や健康状態、心の変化を知るためのものです。保育士はそれを基に日々保育を展開しています。園と家庭で異なった保育を受けますと生活リズムが乱れ、心身ともに疲労致します。園と家庭とが同じ対応が出来るよう充分な連絡を取り合うためにも、できるだけ家庭での様子をお書き頂きますようお願い致します。保育園での様子については、掲示板などでお伝え致しますので、ご覧頂ければと思います。また、成長や発達に関してのできごとは手つなぎ帳や口頭にてお伝え致します。質問やご不明点などがございましたら、手つなぎ帳もしくは職員にお声掛け頂ければと思います。

手つなぎ帳は基本的に毎日チェックしておりますが、個別にお伝えすることがない場合にはチェックのみとなる場合もございますので予めご了承ください。

#### 2) 連絡事項について

①園より家庭への連絡事項はチャイルドケアシステムでの配信、印刷物での配布となりますので、読み落としのないようにご留意頂き、担任への連絡等が必要な場合には、早めのご返答をお願い致します。印刷物（えんどうより、献立表など）は、ご家庭の見やすい場所へ掲示して下さい。

②入園時に家庭調査票に記入していただきます。また、必要に応じて給付認定証を確認させていただく場合があります。

③家庭の状況に変更があった場合には、保育園と保育幼稚園課に速やかに届けてください。変更届は保育園にあります。（住所、勤務先、勤務時間、電話番号、出産、育児休業、家族の異動、給付認定証の記載事項の変更等）また、給付認定証は大切に保管してください。

④退園する場合は、保育園にお知らせください。また、同時に保育幼稚園課に退園届を提出してください。

⑤欠席する場合には必ず保育園に連絡してください。連絡メールにより連絡が可能です。

連絡がない場合には保育園より確認の電話を入れさせていただきます。確認が取れるまで、緊急連絡カードの1番から順にご連絡をいたします。連絡が取れない場合には勤務先にもご連絡いたします。

⑥登園、降園は決められた時間を守りましょう。児童の送迎は原則保護者ですが、やむをえず送迎時間や送迎者に変更のある場合には、必ず事前に保育園に連絡してください。また、その際の連絡は園が速やかに把握するため連絡メールだけではなく電話にて連絡をお願いします。

お子さんの安全を考慮して、送迎は義務教育が終了した15歳以上の方がしてください。

⑦登園したらお子さんは確実に保育者に引き渡し、お子さんの健康状態等必要なことをお伝えください。降園するときは保育者に声を掛けてから降園してください。

⑧保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。

⑨園からの連絡（連絡帳、園だより、掲示物、連絡メール等）はよく目を通し、提出を要するものは期日を守って提出いただきますようご協力を願いいたします。

⑩園行事や緊急のお知らせを連絡メールでお知らせすることもあります。

### 4. ご意見、ご要望等について

・園へのご要望やご意見に関しましては、主任保育士、また第三者委員がご対応させていただいております。お気軽にお申し出ください。

## 5. 服装について

- 1) 全ての物に記名をお願い致します。記名はわかりやすく見やすい位置（タグなど）に記名頂きますようお願い致します。
- 2) 汚れてもよい、活動しやすいもの、安全なもの（フードや紐のついているものは×）、裾の長いスカートは危険が伴います。（女児でスカートを履く場合は必ず下着の上にスパッツなどを着用いただきますようお願い致します。）
- 3) 排泄のしやすい、着脱が容易なもの（自立を促します）
- 4) 歩行の完成していないお子さまは、ハイハイをしても脱げにくいもの
- 5) 幼児組は、毎週水曜日に体操指導がございますので、必ず体操着を着用させて下さい  
※落し物、私物の紛失、忘れ物等は、できるだけお早めに担任へご連絡ください。  
※保育園において落とし物が発見された場合、3ヶ月以上所有者が出てこない場合、当園に所有権が移行致します。  
※名前の記載がないものを紛失した場合は、当園は一切の責任をおいかねますので、必ず名前の確認をお願い致します。

## 6. 集金について

- 1) 保育料は市の決定した額となります（3歳児以降は無償化の対象）
- 2) 給食費（幼児組のみ）・体操指導一部負担金（幼児組のみ）・ダンシング部料金（幼児組のみ）  
延長保育利用料・その他
  - 1) は、所定銀行口座引き落としもしくは、市から届く納付書にての支払いとなります。
  - 2) は、事務所付近に設置しております集金 BOX に保護者様が直接入れて頂きますようお願い致します。この場合、袋をクリップで留めて頂き、おつりのないようお願い致します。  
また、カバン等に入れて子どもに持たせることは、絶対にお止めください（紛失時の責任は負えません）
  - 3) 2)の料金については、基本的に返金は行わないことが原則となります。

## 7. 入園児、新年度に持参頂くもの

- 1) 提出物：家庭調査票、緊急連絡カード、成長の記録
- 2) 名前を付けた教材（幼児組のみ）
- 3) 以下のものをご寄付頂きたく、ご協力のほどお願い致します。強制ではありませんので、無理のない範囲でご協力いただけるご家庭は、お願い致します。
  - ・新しいタオルで作った雑巾：2枚
  - ・泡ハンドソープ（詰め替え用）：1個
  - ・ティッシュペーパー：1箱
  - ・ビニール袋：100枚入りを1袋

\*25cm×35cm位の大きさ（手さげのないもの）



# 4・安全対策



## 1. 不審者対策

### 1) 園内セキュリティーシステム

当園では以下のセキュリティーシステムを構築し安全対策を行います。

- ① 非常事態に対するあらゆる対応（警報ベル／警察・消防への直通連絡）を行います。
- ② 監視カメラ、電子錠付門扉により入退管理。

### 2) 登降園について

- ・インターフォンにて「クラス　お名前」をお伝えいただき園内にお入りください
- ・当園時に登録いただいた送迎者以外の方には園児をお引き渡しません。
- ・園児のお迎えを変更する場合には、事前にご連絡が必要となります。

### 3) 不審者情報

当園では他機関とも連携し、地域の不審者情報の収集に努めています。同時に、保護者の皆様からも情報を収集し、関係者全員で情報を共有します。

## 2. 災害対策

### 1) 防災計画

保育園の防災計画を管轄消防署に提出しています。年間防災計画は毎年4月に策定します。

### 2) 避難訓練

- ・火災、及び地震、水害を想定して毎月1回、年12回避難訓練を実施します。秋頃に戸田市消防本部指導による防災訓練を実施し、通報訓練等も行います。
- ・毎年9月上旬頃に実施される防災の日に合わせて引き渡し訓練を実施致します。

詳細についてはわかり次第ご連絡させて頂きますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

### 3) 自衛消防組織

「消防計画」に基づき、防火管理者を隊長とした自衛消防組織の編成を行います。

### 4) 防火管理者業務

- ① 防災訓練実施計画表に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。
- ② 避難訓練実施の結果を記録、保存します。
- ③ 日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。
  - ・ 家具等は転倒防止策を講じる。
  - ・ 棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
  - ・ 棚等に収納されたものが落下しないよう策を講じる
  - ・ 燃えやすいものに注意し、必要な場合には撤去する



### 3. 事故防止

保育士は定期的に安全点検実施し事故防止に備えます。点検対象となる設備、整理棚など点検すべき事を職員全員で点検することで、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき事故防止を徹底します。

### 4. 事故発生時

#### 1) 保育時間中のケガ

園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。関わっていく中で、子ども同士の感情のぶつかり合いも起こります。園ではそういった関わり合いも子ども同士が育ち合うために必要であると考え、静止し、見守るという対応をする場合もございます。また、活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついている状況ではありませんので、ケガを予防できないこともあります。

#### 2) 報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、必要に応じて、医療機関を受診致します。ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

#### 3) 危機回避能力

児童期の骨や筋肉の発達は、後においても重要な影響を与えるものです。

当園では、登る、降りる、引っ張る、投げる、蹴る、走る、転がる、押すなどの運動を通して積極的に運動機能の発達を促し、危機回避への柔軟な能力を養うことを大切にしております。運動機能の働きは、幼児期に身体を動かして、遊ぶ事によって身につきます。

園ではもちろん、家庭においても様々な機会を通してたくましい体や危険時においての反射能力を培っていけるように、日頃からの関わりを通して身につき、活かせる環境づくりをしていきましょう。

#### 4) 嘴託医

・嘱託医院：公平クリニック（さいたま市南区内谷3-8-16 048-836-2177）

・嘱託歯科：かしま歯科医院（戸田市上戸田3-14-3 048-441-5001）

※ケガの状態により、上記以外の医療機関を受診する場合もあります。

#### 5) 事故発生時受診医療機関一覧

○眼科：北戸田駅前みとおか眼科 ○整形外科：星整形外科クリニック

○頭部の外傷：豊田脳神経外科、秋葉病院



# 5・健康管理・衛生管理

## 1. 児童の保健衛生

### 1) 登園時

- ・ 視診 : 顔色、機嫌、表情、保育士に対する反応、皮膚の異常等の健康状態を観察します。
- ・ 口頭確認 : 保護者様に家庭での様子を口頭で確認します。
- ・ 連絡帳 : 家庭での前日からの様子を確認します。
- ・ 検温 : 検温も含め園において子どもの体調を観察します。(熱があると判断した時、病後虚弱等)
- ・ 爪 : 爪が伸びていたら、保護者様に切っていただくようお伝えします。

### 2) 保育中

- ・ 睡眠中 : 目顔(目や顔の表情)や呼吸の状態を観察します。午睡中の乳児、授乳後、風邪症状が見られる時には、特に細かく観察します。
- ・ 食事中 : 食欲の有無などから健康状態を観察把握します。
- ・ 嘔 吐 : 嘔吐物と血液が付着した全てのものは園で処理することができませんので、そのままのお返しとなります。

### 3) 身体測定

- ・ 実施回数:毎月身長・体重を測定し記録します

### 4) 定期健診

- ・ 実施回数:内科健診:年に2回(4・11月予定)実施します。  
歯科健診:年に2回(6・2月予定)実施します。  
※一回は確実に受けて頂きますようお願い致します。2回とも受けられなかった場合は嘱託医の方で受診をお願い致します。
- ・ 実施担当者:嘱託医

## 2. 感染症への対応について

- 1) 保育園は元より【濃厚接触の場】であります。そして、子どもの成長発達にとって、他児やおとなとの濃厚接触は必要不可欠と考えております。保育園としましては、換気、消毒など必要で効果のある感染予防策を実施して参ります。
- 2) マスクの着用
  - ・ 保護者様 原則個人の判断となります。
  - ・ 子ども 子どものマスク着用に関しては、原則各ご家庭にてご判断ください。保育園としては、乳幼児組のマスク着用はおすすめしておりません。子どもは適切かつ清潔に着用し続けることが難しいため、厚生労働省の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応 Q & Aについて」の問18でも2021年3月以来一貫して、「2歳児未満では着用を推奨しない」「2歳以上でも、無理して着用させない」となっています。
- 3) ご家族、お子さま、職場内において、抗原検査・PCR検査、その他感染症の検査を受ける、受けることになった場合には直ぐに保育園へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 4) 新型コロナウイルス感染拡大・変異株などの感染症流行、その他感染症の流行の場合の際にも、行事の内容変更や日程変更、中止などが起こる場合がありますこと予めご了承ください。
- 5) 新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省からの通知、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」に基づいて対応いたします。
- 6) 新型コロナウイルス感染症で陽性となった職員や子ども、家庭を誹謗中傷するようなことが起きないよう皆様のお力添えをいただきたくお願いいいたします。また、対象者やご家族、園児及び保護者等の人権尊重、個人情報保護に最大限のご理解とご配慮を下さいますようお願いいたします。(SNS等で詮索、情報を投稿するなどは決して行わないようお願いいたします)



### 3. 施設の健康管理・保健衛生

#### 1) 衛生管理

園が定める消毒方法を遵守し、施設の消毒及び清掃を行います。

#### 2) 感染症対応

当園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対策を行います。

#### 3) 早期発見

早期発見：日頃から健康診断や観察により子どもの状態について正常時の状態を把握し、異常を早期発見します。

確認時：感染症の疑いがあれば、保護者様にご連絡致します。

#### 4) 感染症発生時

保護者様からの連絡：医師より「感染症」と診断された場合は、保護者様より園へ速やかにご連絡ください。  
保護者様からご連絡を受けた後、園では迅速に以下の対応をします。

- ① 「発生状況」と「病気情報」を掲示する。
- ② 必要に応じて全保護者様に通知致します。

#### 5) 健康管理について

① 乳幼児は免疫力が十分でないため、集団で長時間過ごす保育園では、病気にかかったり、体に異常があらわれたりすることがあります。以下の症状が見られたときは、医師の指示を受け、元気な状態に回復してから登園しましょう。(参考：「保育所における感染症対策ガイドライン」こども家庭庁)

発熱. • 24時間以内に 38°Cを超える発熱がある場合  
• 解熱剤を使用している場合

下痢 • 24時間以内に複数回の水様便がある場合  
• 食事毎に下痢便が出る場合

嘔吐 • 機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている等の症状がみられる場合

嘔吐 • 24時間以内に複数回の嘔吐がある場合  
• 食欲がない、機嫌が悪く元気がない等の症状がみられる場合

② 37.5°C以上でお迎えのご連絡をいたしますので、原則1時間以内でのお迎えをお願いいたします。

③ 解熱後24時間発熱がないことを確認でき次第登園のご協力をお願いいたします。

④ 発熱のみの基準だけではなく、お子さんの様子がいつもと違う、ぐたっとしている場合など症状や状況をお伝えするために、ご連絡をいたします。お子さまの状態によっては、お迎えのご連絡をする場合もございます。

#### 6) 発しんや目の異常（目やに、目の充血、まぶたの腫れ）は感染のおそれがあるため、医師の指示を受けてから登園してください。

①薬は原則としてお預かりしません。

②薬（気管支拡張テープなどの貼るタイプの薬も含む）を服用・使用して登園する場合は、必ず保育園にお知らせください。また、気管支拡張テープには名前・日付を記入してください。

③保育中に発病した場合には、保護者にお知らせをします。状況によってはお迎えをお願いすることがあります。

④学校保健安全法では、感染性の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますので、保育園においてもこれを準用していきます。また、登園する際には医師の診察を受けてから登園してください。

⑤家族に感染症が発生した場合は、速やかにお知らせください。保育園において予防すべき感染症は、次ページのとおりです。

## 学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について

(最終改正：令和5年文部科学省令第22号)

第一種の 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
第二種の 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種 の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- 6) 登園の再開：保護者のサインが入った「登園届」の提出をもって登園の再開となります。
- 7) 保護者の方や、ご兄弟がP 22 の子どものかかりやすい病気一覧の「子どものかかりやすい病気一覧」に罹患した場合には、在園しているお子さまもお休みすることをお勧めいたします。登園の場合にはマスクの着用をお願い致します。
- 8) 保護者の方が感染症に罹患した場合には、保育時間を 8:30~16:30、送迎の門対応、マスクの着用をお願い致します。
- 9) 家庭でケガをした場合には、必ず保護者の方が病院へ受診して頂き、医師の診断を受けてから登園して頂きますようお願い致します。また、家庭での怪我などについて必ずお伝えいただきますようお願いいたします。
- 10) 家庭でケガをした場合に、受診をせずに登園する場合には、ケガによる一切の責任を園に問いませんという同意書に同意をして頂いた場合のみ受け入れをさせて頂きます。（基本方針は受診をお願い致します。）
- 11) 10) の場合に、体調の急変が起きた場合には、すぐにお迎えに来て頂きますようお願い致します。状況によっては、救急搬送をする場合もございます。その場合の一切の料金は保護者様のご負担となります。

## 4. 与薬について

当園では、与薬は原則として禁止（慢性疾患以外）となっております。

なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう主治医と処方方法などをご相談ください。

# 6・個人情報の取り扱い

## 1. 個人情報の取り扱い

当園では、個人情報保護法により、以下の内容について保護者様にご承諾頂きますようお願い申し上げます。なお、個人情報の取り扱いにつきましては、あけぼの保育園ホームページ「プライバシーポリシー」の方針に従って適正に取り扱って参ります。本方針は、ホームページ (<https://akebono1975.com/privacy-policy/>)において公表し、いつでも閲覧頂ける状態となっております。

保育園での様子や、ケガ、アレルギー症状など、園が必要と判断した場合には、写真及び動画の撮影

- ① ホームページ及びブログや SNS 等への園で撮影した写真掲載・使用  
(個人名が特定されないものに限る)
  - ② 園内及びパンフレット等への園で撮影した写真の使用 (個人名が特定されないものに限る)
  - ③ 行事や日常保育のビデオ撮影・配信及び園での鑑賞 (園内研修での使用)
  - ④ 外部講師による取材や本の出版などの場合による写真の使用 (個人名が特定されないもの)
- ※上記①～⑤について配慮を希望される方はお申し出ください
- ⑤ 関係機関に提出を求められた場合に園で撮影した写真の提供(アレルギー症状や視診により気になった点)

◎保護者様が園で撮影した写真や動画に関して、自身のお子さん以外の写真や動画を SNS 等にアップロードすることは、ご遠慮頂きますようお願いいたします。アップロードした場合、法的措置を行う場合もございます。

◎園では毎日の子どもたちの様子の文章や写真を掲示しております。ご家族と共有するために撮影される場合は、SNS 等への掲載や拡散等ご家庭内での共有という目的以外のご使用は禁止となります。



# 持ち物リスト

	さくらんぼ組（0歳児）	いちご組（1歳児） くるみ組（2歳児）	うみ組（3歳児） やま組（4歳児） そら組（5歳児）
かばん	<input type="checkbox"/> 大きめの袋 (40 cm×45 cm位) <input type="checkbox"/> 手さげのビニール袋(汚れた衣類を入れる)	<input type="checkbox"/> 大きめの袋 (40 cm×45 cm位) ※ファスナー付のものは避けてください <input type="checkbox"/> 手さげのビニール袋 (汚れた衣類を入れる)	<input type="checkbox"/> リュック (15~20ℓ位) <input type="checkbox"/> 手さげのビニール袋 (汚れた衣類を入れる)
給食袋	1) 授乳のお子さま <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 2本 (園にて保管) <input type="checkbox"/> ガーゼ 2~3枚 2) 離乳食開始のお子さま <input type="checkbox"/> 食事用エプロン (半袖 or 袖なし) · 初期中期食 1枚 · 後期食 2枚 · 完了期食 3枚 <input type="checkbox"/> 口拭きタオル · 初期中期食 1枚 · 後期食 2枚 · 完了期食 3枚 <input type="checkbox"/> 上記を入れる巾着袋 (25 cm×30 cm位) ※中にビニール袋をセット	1) 1歳児 <input type="checkbox"/> 食事用エプロン (半袖 or 袖なし) 3枚 <input type="checkbox"/> 口拭きタオル 3枚 <input type="checkbox"/> 上記を入れる巾着袋 (25 cm×30 cm位) ※中にビニール袋をセット 2) 2歳児 <input type="checkbox"/> 食事用エプロン (半袖 or 袖なし) 2枚 <input type="checkbox"/> 口拭きタオル 3枚 <input type="checkbox"/> コップ (取手付き) 1個 <input type="checkbox"/> 上記を入れる巾着袋 (25 cm×30 cm位)	1) 3、4、5歳児共通 <input type="checkbox"/> コップ 1個 <input type="checkbox"/> 上記を入れる巾着袋 2) 5歳児のみ <input type="checkbox"/> 箸セット (ケース入り)
着替え	※常時各自のタンスに入れ、不足がないように補充をお願い致します。 <input type="checkbox"/> オムツ 5枚以上 <input type="checkbox"/> おしり拭き <input type="checkbox"/> おむつマット (30×30 くらいのハンドタオル) <input type="checkbox"/> 上下 下着 3組以上 <input type="checkbox"/> ハンドタオル又はガーゼ 3枚以上 <input type="checkbox"/> スタイ (必要に応じて) 3枚以上 ※くつ下の替え (1組) のご準備もお願いいたします。 ※オムツは、園で処分しております。	※常時各自のタンスに入れ、不足がないように補充をお願い致します。 <input type="checkbox"/> オムツ 5枚以上 <input type="checkbox"/> おしり拭き <input type="checkbox"/> おむつマット (30×30 くらいのハンドタオル) <input type="checkbox"/> 上下 下着 3組以上 ※くつ下の替え (1組) のご準備もお願いいたします。 ※オムツは、園で処分しております。	※常時上下、下着 (シャツ・パンツ) 3組以上をリュックの中にご用意下さい。 ※個々に応じてパンツ類も入れておいて下さい。
寝具類	<input type="checkbox"/> 敷布団、掛布団セット (ベビー布団) 夏季 <input type="checkbox"/> 夏用タオルケット <input type="checkbox"/> バスタオル ※上記どちらか 冬季 <input type="checkbox"/> 子供用掛け布団 (羽毛不可) <input type="checkbox"/> 毛布 ※上記どちらか	<input type="checkbox"/> 敷布団、掛布団セット (ベビー布団) 夏季 <input type="checkbox"/> 夏用タオルケット <input type="checkbox"/> バスタオル ※上記どちらか 冬季 <input type="checkbox"/> 子供用掛け布団 (羽毛不可) <input type="checkbox"/> 毛布 ※上記どちらか ※防災の観点から、パジャマ着用は行いません。	夏季: <input type="checkbox"/> 夏用タオルケット <input type="checkbox"/> バスタオル ※上記どちらか 冬季: <input type="checkbox"/> 毛布 (羽毛不可)  ※防災の観点からパジャマ着用は行いません。
その他	<input type="checkbox"/> 手つなぎ帳 <input type="checkbox"/> 健康記録カード <input type="checkbox"/> 避難着兼戸外遊び用上着 (フード無、ファスナー付) <input type="checkbox"/> 避難用くつ下 (避難着のポケットの中に1足入れてください)	<input type="checkbox"/> 手つなぎ帳 <input type="checkbox"/> 健康記録カード <input type="checkbox"/> 避難着兼戸外遊び用上着 (フード無、ファスナー付) <input type="checkbox"/> 避難用くつ下 (避難着のポケットの中に1足入れてください) <input type="checkbox"/> 避難靴 (2歳児のみ)	<input type="checkbox"/> 手つなぎ帳 <input type="checkbox"/> 健康観察カード <input type="checkbox"/> 避難着兼戸外遊び用上着 (フード無、ファスナー付) <input type="checkbox"/> 避難用くつ下 (避難着のポケットの中に1足入れてください) <input type="checkbox"/> 避難靴 (バレエシューズ) <input type="checkbox"/> 水筒

※すべての持ち物に名前を必ず記入して下さい (消えた場合はその都度記入し直して下さい)

# 予防接種と対象年齢

◎予防接種後は副作用等が考えられるため、安静に過ごすなど体調の変化に配慮が必要となりますので、予防接種後の登園はお控えいただき、予防接種は~~降園後又はお休みの日の接種~~にご協力をお願いいたします。スケジュールにつきましては、下記 QR をご参考していただき、戸田市予防接種実施医療機関にご相談ください。



「VPD を知って子どもの守ろうの会」より引用

## 子どものかかりやすい病気一覧 登園の目安

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、ひとりひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については登園届の提出をお願い致します。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

令和5年6月改訂

### ◎感染症にかかった後の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、こどもたちが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園しましょう。

### ◎登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1~2日前から痂瘍（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂瘍（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（ブルー熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性膿膜炎菌感染症（膿膜炎菌性膿膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎（RSウイルス感染症、ヒトリニーウィルス感染症等）	呼吸器症状のある間	全身状態が良いこと※
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後24時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※「全身状態が良い」とは「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」をいいます

注意：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を0日目とし、翌日を1日目と起算します





夜明け前の暗さから朱色の朝日が差し込む  
世界が光り輝き、一日がはじまる

その光の如く、この地がいつも輝きの  
原点となり、道標となるよう

輝く光はあたたかく、やさしくそして強く  
子どもたちを包みながら  
沢山のエネルギーを与え

自ら放つべく  
生きる力を育む